

出雲市農林業等活性化基盤整備計画

平成25年1月

出雲市

出雲市農林業等活性化基盤整備計画

目 次

I. 出雲市における農林業等の現状と計画の位置付け	1
1. 農業の現状	1
2. 林業の現状	2
3. その他産業の現状	3
4. 計画の目的と位置付け	5
II. 計画の理念と基本目標	8
III. 整備促進事業の実施に関する事項	10
1. 農林業等の活性化促進	10
2. 農林業等活性化基盤施設の整備	15
3. 農林地所有権移転等の促進（農林地所有権移転促進事業）	19
4. 農林業等を担うべき人材の育成・確保	21
IV. 整備促進事業に関連して実施する道路整備等公共施設整備	23
1. 幹線道路等整備	23
2. 農業生産基盤整備	25
3. 造林・林道等	25
4. 基盤整備に際しての環境配慮等	27
V. 計画の推進体制	28

1. 出雲市における農林業等の現状と計画の位置付け

1. 農業の現状

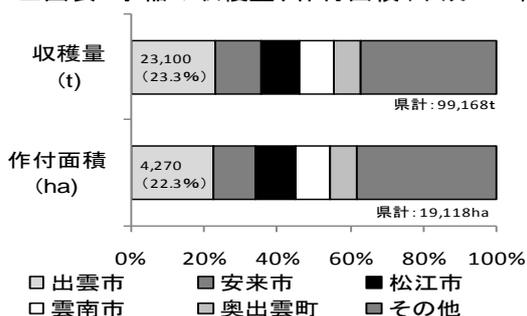
出雲市（以下、本市）は、県内最大の農業地帯として穀物、野菜、果樹、花き、畜産などにおいて多種多様な品目を誇り、島根県の農業算出額の4分の1以上を占めている。

農業政策としては、国際保護鳥トキの分散飼育に取り組み、トキが暮らせる環境にやさしい農業の実現を推進している。また、JAいずもと連携した機械・施設整備補助事業、新規就農者養成講座の開催、集落営農組織の組織化及び法人化支援等担い手育成などにより、農業の継続的な発展を図ってきた。

これらにより、認定農業者など地域農業の中核的な担い手は県内最大規模で存在するとともに、集落営農組織の法人化が進むなど、農業の近代化や農地の集約等が進展している。また、人・農地プランの策定により、地域における農地の有効利用と担い手への支援をさらに進めていこうとしているところである。

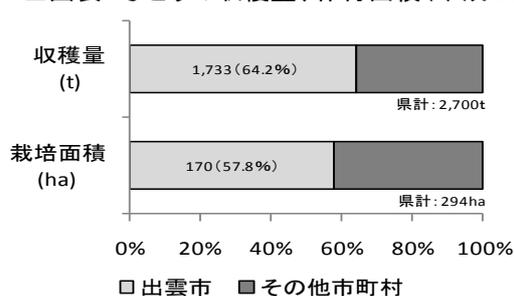
一方、農家数や農業就業人口の減少、高齢化、後継者の不足、耕作放棄地の増加など、過疎地域や特定農山村地域特有の課題が顕著に現れており、その対策が急務となっている。

■図表 水稻の収穫量、作付面積(平成 24 年)



資料：島根県農林水産統計調査公表結果

■図表 ぶどうの収穫量、作付面積(平成 22 年)



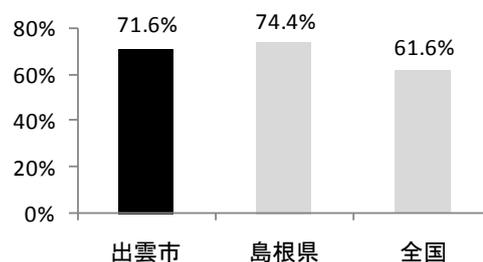
資料：農林水産省果樹調査、JAいずも調べ

■図表 農家数の推移

	H7	H12	H17	H22
出雲市(戸)	11,137	10,281	9,185	8,096
H7 対比	100	-7.7%	-17.5%	-27.3%
島根県(戸)	54,651	49,480	44,312	39,467
H7 対比	100	-9.5%	-18.9%	-27.8%
全国(千戸)	3,444	3,120	2,848	2,528
H7 対比	100	-9.4%	-17.3%	-26.6%

資料：農林業センサス

■図表 農業就業人口の高齢化率 (H22)



資料：農林業センサス

■図表 認定農業者、農業法人、集落営農組織数 (H24.4.1 現在)

分類	地区							
	合計	出雲	平田	佐田	多伎	湖陵	大社	斐川
認定農業者 (人)	393	164	71	16	5	6	48	83
農業法人 (法人)	62	22	17	5	1	1	2	14
集落営農組織 (組織)	77	26	21	17	5	0	8	37

資料：農業支援センター調べ

2. 林業の現状

本市の森林面積は、総土地面積 62,412ha に対し、森林面積は 37,198ha と約 60%を占めている。このうち、民有林面積が 36,176ha を占めており、スギを主体とした人工林の面積は 13,848ha である。

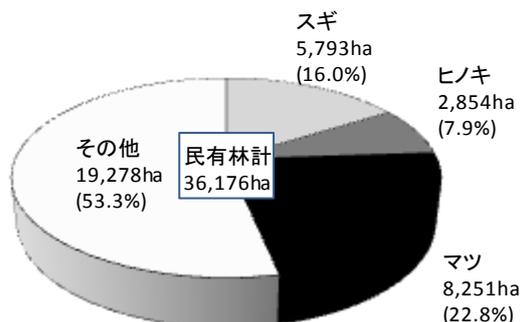
スギ・ヒノキ人工林の齢級構成は、木材として利用可能な 41 年生以上の森林が 7,343ha となっており人工林の 53%を占め、利用間伐や主伐による利用期が到来している。マツ林は急速に進行する松くい虫被害により年々減少傾向が続いている。

森林の所有形態等をみると、森林経営が行われている面積は人工林の約 25%であり、また、大部分の林業経営体に販売収入がない。

本市森林整備・管理の担い手としての出雲地区森林組合については年々組合員が減少しており、森林組合で把握できない土地の増加、森林境界の不明確化などの課題が顕在化している。また、林道等の作業路網密度は集約的な林業経営が可能な密度には遠く及ばず、計画的・戦略的な森林経営を行うことが難しい状況にある。

本市においては、出雲市森林整備計画等に基づき、森林が全体として循環型システムで森林経営・管理される状態となることを目指し、対策を急いでいるところである。

■図表 民有林樹種別面積



■図表 森林経営が行われている森林面積

	面積
所有山林	3,167ha
貸付・借入山林	250ha
計 (保有山林)	3,417ha
人工林	13,848ha

■図表 組織形態別森林経営体数

経営体の種類	法人		地方公共団体・財産区	個人・非法人	合計
	森林組合	会社等			
経営体数	1	4	2	191	198
比率	1%	2%	1%	96%	100%

■図表 林産物販売金額別経営体数

林産物販売金額	販売なし	100万円未満	100～500万円	500万円以上
経営体数	184	12	1	2

■図表 森林組合員の保有山林面積

森林所有者	森林組合員	非森林組合員	合計
民有林面積	22,981ha	13,195ha	36,176ha
比率	64%	36%	100%

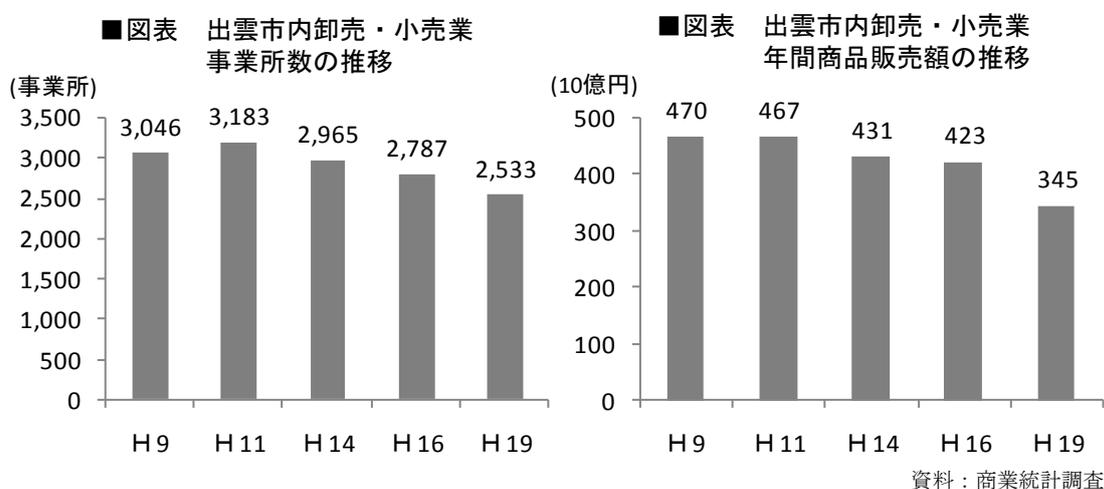
資料：出雲市森林整備計画 図表データはすべて H22 年度

3. その他産業の現状

(1) 商業

事業所数、年間商品販売額の推移をみると、いずれも平成11年以降、減少傾向で推移している。

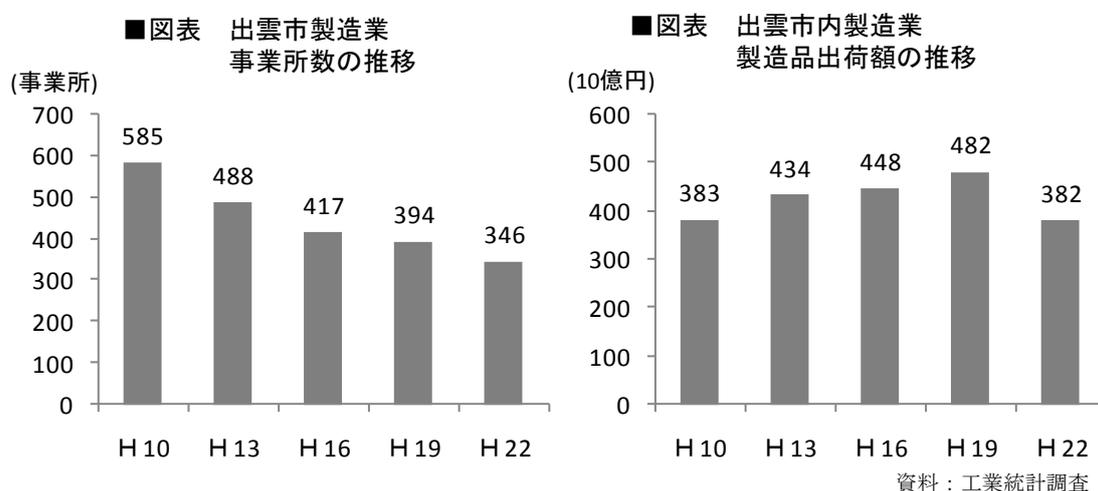
郊外大型店の進出により、市民の買い物エリアが中心市街地から郊外へとシフトしてきたことから、特に出雲市駅前等を中心として、商工会議所等と連携しながら商業集積や賑わい空間の創出に向けた都市基盤整備を推進するとともに、地元商店街による各種イベント等の支援を行っている。また、NPO法人21世紀出雲産業支援センター等と連携しながら、市場ニーズと市内企業シーズのマッチング、6次産業化支援、特産品のブランド力強化などに取り組んでいるところである。



(2) 工業

事業所数、製造品出荷額の推移をみると、事業所数は減少傾向、製造品出荷額はリーマンショックが起こった平成19年以降減少となり、世界同時不況、歴史的な円高株安などの悪影響は本市においても見て取れる。

こうした中で、山陰道出雲ICとのアクセスが容易な出雲長浜中核工業団地、特定地域振興重要港湾である河下港に隣接する河下港臨海工業団地などを中心に企業誘致を推進するなど、積極的な工業振興策が求められている。



(3) 観光

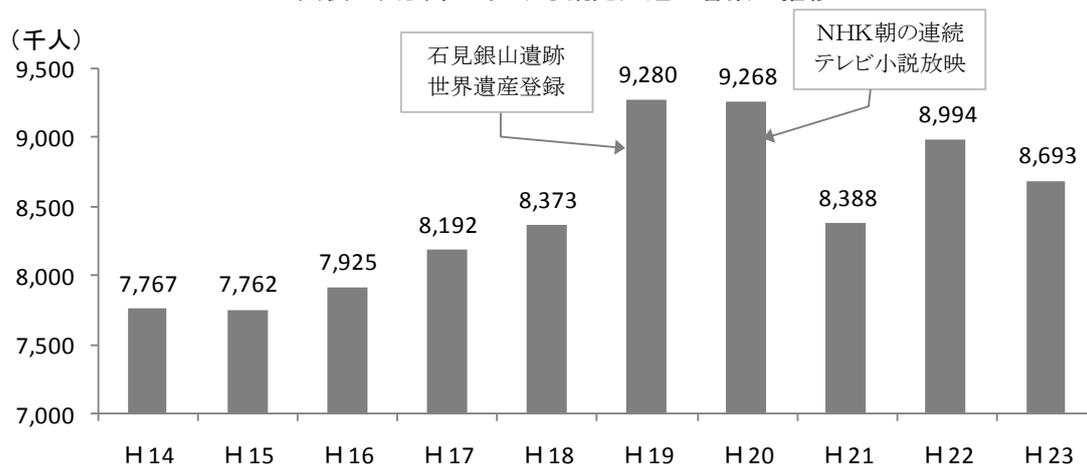
本市は出雲大社をはじめとした歴史・文化資源、宍道湖や日本海などの自然資源を豊富に有し、これらを活用した観光産業が重要な産業のひとつに位置づけられている。

平成 19 年の石見銀山遺跡世界遺産登録を契機として観光入込み客数は 900 万人を超えた。近年やや減少傾向となっているものの、平成 24 年の神話博しまねの開催、JR デスティネーションキャンペーン、平成 25 年の出雲大社正遷宮など大型イベント等により、入込み客数は増加すると見込まれている。

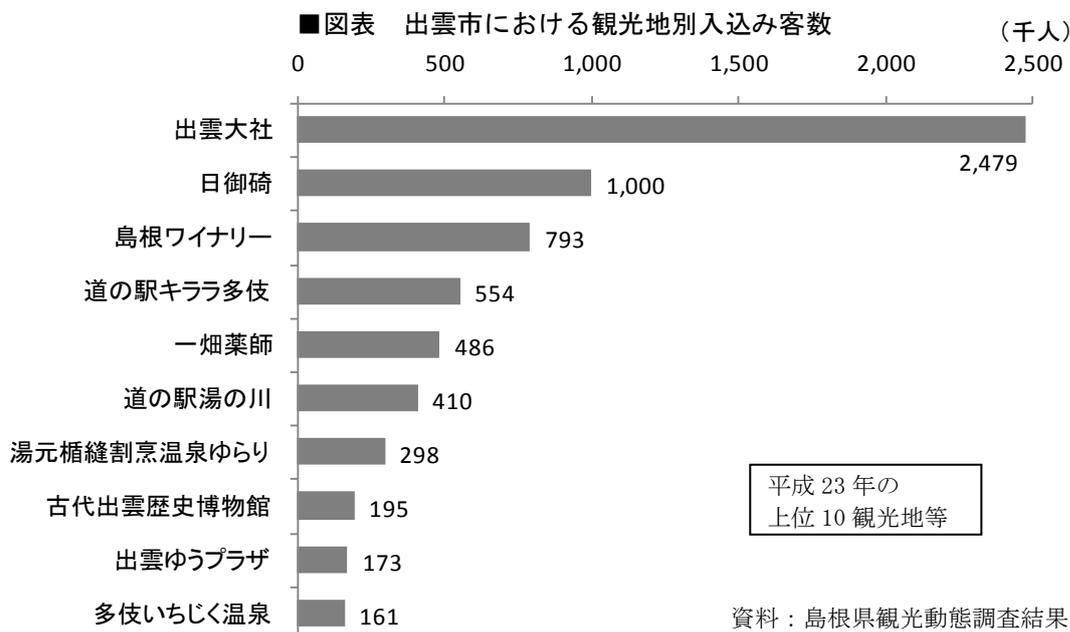
こうした動きと平行しながら、多伎地域における道の駅を核とした各種施設整備、出雲大社勢溜前への商業施設「ご縁横丁」の整備など観光振興に向けた取り組みを進めてきたところである。

観光施設においては、豊富な農産物の直売はもとより加工品も取り扱われており、大社地域や湖陵地域における観光農園の存在とともに、出雲市における外貨獲得、都市農村交流等の重要なチャンネルとなっている。

■図表 出雲市における観光入込み客数の推移



■図表 出雲市における観光地別入込み客数



資料：島根県観光動態調査結果

4. 計画の目的と位置付け

(1) 計画の目的

本計画は、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（以下、特定農山村法）」に基づき、同法に掲げられている農林業等活性化基盤整備促進事業を実施するために必要な事項を定めるための計画である。

特定農山村法第三条では、事業の原則として以下のとおり定められている。

(特定農山村地域における農林業等活性化基盤整備促進事業の原則)
第三条 特定農山村地域における農林業等活性化基盤整備促進事業は、地域の農林業その他の事業に従事する者又はその組織する団体が地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図るためにする自主的な努力を助長し、かつ、地域住民の生活の向上が図られること並びに農林業の振興並びに農用地及び森林の保全を通じて国土及び環境の保全等の機能が十分発揮されることを旨として実施するものである。

上記及び本市が抱える農林業その他の担い手不足、長引く不況等の状況をふまえ、本計画の目的を以下のとおりとする。

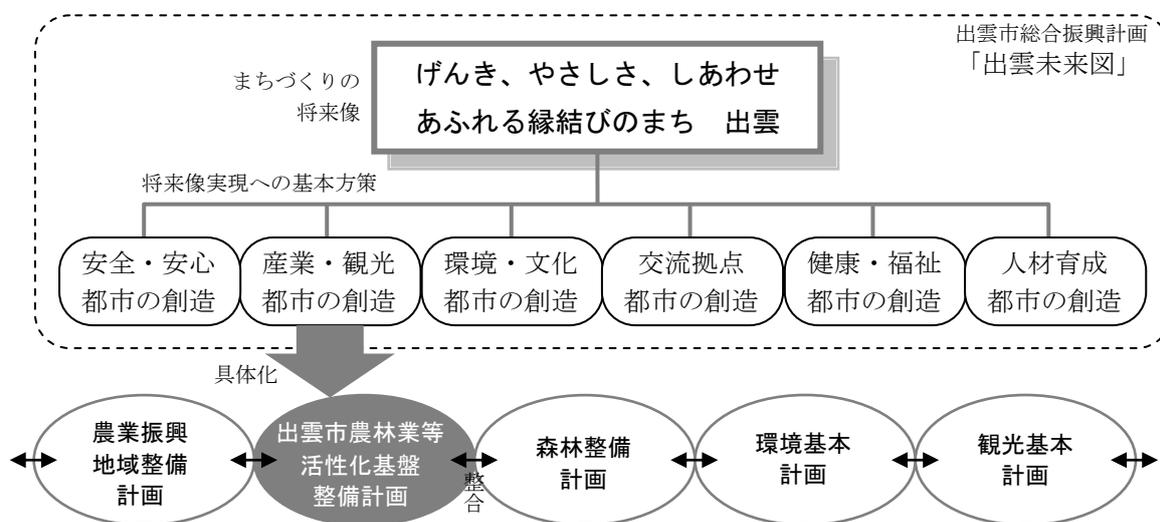
【計画の目的】
出雲市農林業等の活性化に向けた方策及びそれらを下支えする基盤整備にかかる農用地の流動化促進策等を定めることにより、出雲市農林業等振興の基本的な方針を示す。

(2) 計画の位置付け

本計画は、出雲市総合振興計画「出雲未来図」に掲げる「産業・観光都市の創造」を農林業等その他の振興に資する基盤整備という視点から具体化するものである。

また、農業振興地域整備計画や森林整備計画、環境基本計画、観光基本計画などの各種個別の計画との整合を図りながら推進するものである。

■図表 計画の位置付けイメージ



(3) 計画の対象地域

本計画の対象地域は以下のとおりとする。

本計画は、特定農山村地域における農林業その他の事業の活性化のために策定するものであり、市域のうち、特定農山村地域を含まない旧斐川町域等は本計画の対象地域には含まないものとする。

■図表 計画対象地域

出雲地域	平田地域	佐田地域	多伎地域	湖陵地域	大社地域	斐川地域
旧稗原村 旧朝山村 旧乙立村 旧園村	旧北浜村 旧鱒淵村 旧西田村	全域	全域	なし	旧荒木村 旧日御碕村 旧鶴鷺村	なし

■計画対象地域図



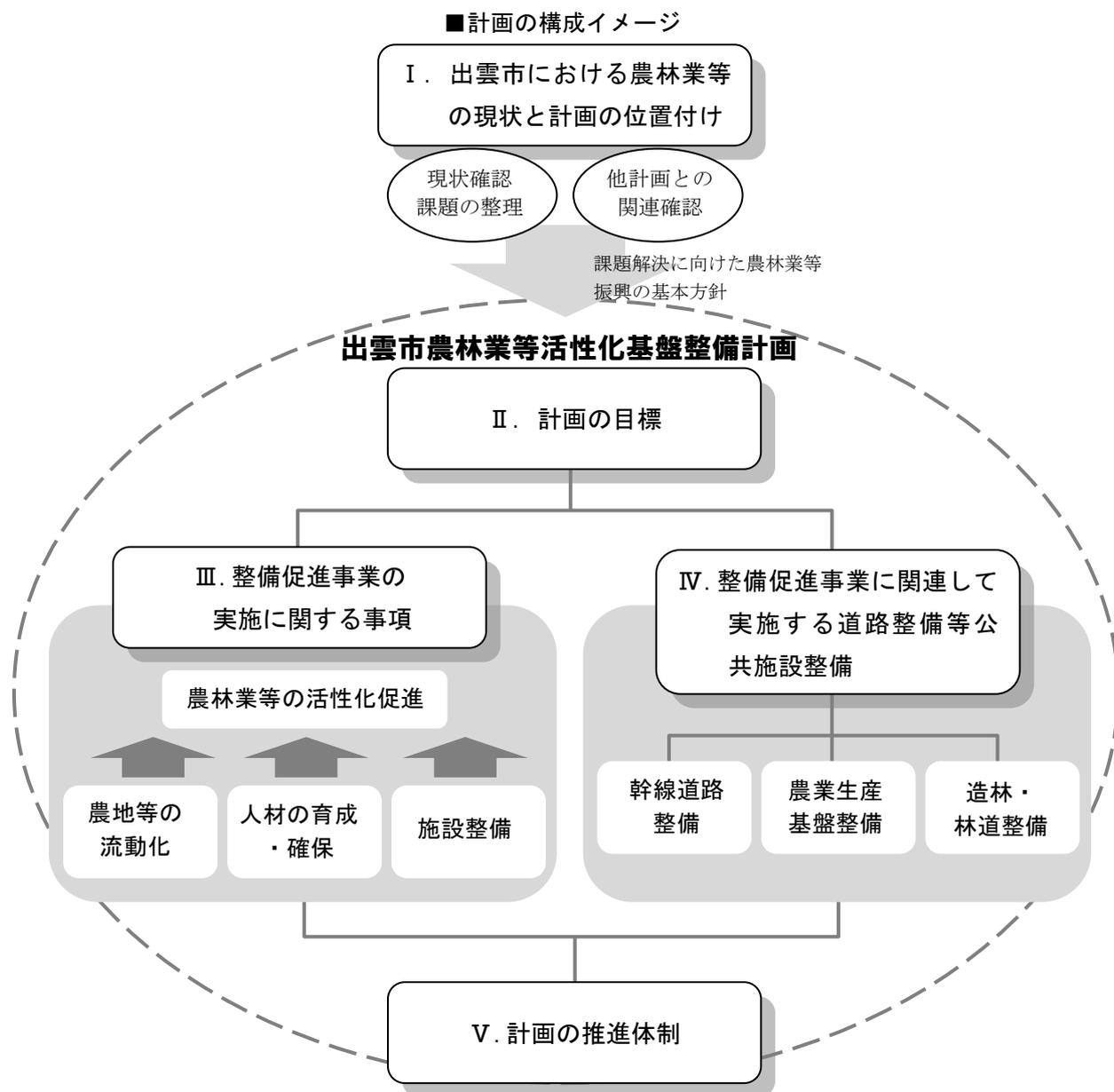
(4) 計画の構成

本計画は、以下のとおり構成する。

Iにおいて農林業等の現状と計画の位置付けを整理し、II以降に策定する計画の基本的な情報等を示す。

IIにおいて計画の全体的・将来的な目標を示し、これを実現するための具体的な方策としてIIIには計画の実施に関する事項を、またIVには関連する公共施設整備について示す。

最後に、Vにおいて計画を確実に推進するための体制を示すものとする。



II. 計画の理念と基本目標

本計画は、出雲市農林業等の活性化に向けた方策等の基本的な方針を示すものであり、単に農業や商業など個別の産業に関する計画ではなく、それぞれが複雑に絡み合いながら推進するものである。

さらに、振興方策としてはソフト・ハードの両面から総合的に推進することが求められ、出雲市におけるまちづくりの総合的な計画との整合を図ることが求められる。

これらのことから、本計画における基本理念は、出雲市総合振興計画に掲げる基本理念を踏襲し、「地域特性が光るまちづくり」とする。

また、計画の目的及び理念を達成するための基本的な目標を以下のとおりとする。

基本理念：地域特性が光るまちづくり

基本目標 1：農林業その他の産業の魅力高める仕組みづくり

出雲市は、海、山、川、平野、湖などの多様な自然を有し、それぞれの地域に適した農産物の栽培や工業団地の集積などが進められている。

農業産出額や製造品出荷額など産業の主要指標はいずれも山陰地域のトップクラスであり、同地域の中心都市として経済を牽引する役割が期待されている。

一方、全国的な流れと同様に、出雲市においても人口減少が始まり、長引く不況から企業の活力が損なわれつつあり、産業振興や定住対策は喫緊の課題となっている。

こうした中で、特に産業振興の面からは農業や林業、商業等それぞれが有する魅力高め、一人ひとりが誇りを持って仕事に取り組めるよう支援を行うことで、産業の活力を取り戻す必要がある。

そのためには、出雲市が、既存生産方式の改善による経営の安定、新商品の開発、販路開拓などに県や農業団体、商工団体等と密に連携して積極的な支援を行うことが求められる。

特に、多様な環境の中で営まれる産業の、それぞれの特性を輝かせることによって、産業の魅力が高まり、雇用が生まれ、定住が促進されるという好循環を生んでいくことが重要である。

基本目標 2：農林業その他の産業を支える人づくり

全国的に三次産業就業者が増加し、一次・二次産業就業者が減少するという傾向にある中で、出雲市も同様の傾向を示している。出雲市は県内最大の農業地帯であり、一次産業就業者の減少は、主要産業の存続にかかわる重要な問題である。

さらに、郊外大型店の進出による中心市街地の衰退、消費の減退による製造業への影響など、産業全体を取り巻く状況は厳しく、経営環境の悪化はもとより新たな雇用を確保することに慎重にならざるを得ない状況にある。

こうした中で、出雲市では、これまで国・県等と連携しながら設備投資への支援や緊急雇用対策などによって支援を行ってきた。

また、ハローワークとの連携やジョブステーション出雲による職業紹介、アグリビジネススクールによる就農支援など、新規の就職支援にも取り組んでいる。

こうした、現在の産業を魅力あるものとして活性化し、経営の安定化を図るとともに、就職を目指す若い世代やステップアップを目指す人たちの受け皿となるよう支援していくことで、出雲市の産業を支える人づくりを推進していく。

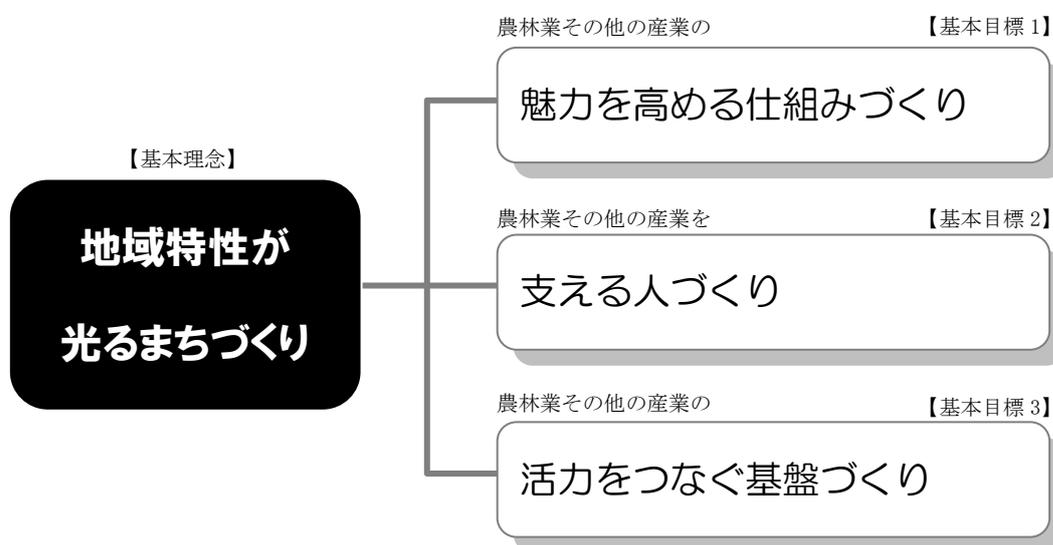
基本目標 3：農林業その他の産業の活力をつなぐ基盤づくり

出雲市は、山陰自動車道、出雲河下港、出雲縁結び空港という陸海空の玄関口を有し、県都松江市はもとより、山陽方面、関西方面、首都圏とのアクセスが整備されている。

農林業等活性化のためには、こうした基礎的な交通インフラが十分整備されることによって、流通や観光客の移動等が活発化することが求められる。

また、生製品の加工や直売、商品開発、試験研究、体験など、農産物の魅力を高めていくための基盤整備についても、推進していくことが求められる。

このような、交通インフラや農林業等活性化に資する基盤施設の建設等を推進することで、産業の活力をつなぎ、さらに高めるための基盤づくりを推進していく。



Ⅲ. 整備促進事業の実施に関する事項

1. 農林業等の活性化促進

(1) 新規作物の導入、生産方式改善等による農林業経営の改善

農林業従事者の所得向上、経営の安定等を図るため、新規作物の導入や、既存作物の生産方式改善等による経営改善を推進する。

①新規作物の導入

★所得向上につながる新規作物、新規品種の積極的な導入促進

J Aいずもでは、「J Aいずも農業振興ビジョン」において、プラム、あすっこ、神在ねぎ、パプリカを「育成品目」と位置付けている。これらは、販売額や農家数は少ないものの将来性を秘めた品目として市場ニーズが強いことから、地産地消フェアを通じた地元実需者とのつながりづくりなど戦略的な支援が行われている。

また、平成24年度には水稲、そば、いちご、ぶどうについて、既存作物の新品種としての栽培が本格的に始まっている（それぞれ“つや姫”“出雲の舞”“いずもびじん”“シャインマスカット（縁の恵）”）。これらの新規品種は島根県農業技術センターにおける先行的な試験栽培を経て導入が進められてきたものである。

市場ニーズに対応できる新規作物の導入は、個別農林業者の所得向上に直接つながるものであり、県やJ A等との連携により、上記作物の振興を図る。また、さらなる新規作物導入の可能性について、全国の事例等を注視することなどが求められる。

②既存農産物の生産方式改善

★市場ニーズに対応できる生産方式の改善

近年、環境保全に向けた市民意識の高まりや、家畜伝染病、原発事故等に端を発する食の安全性確保に対する要請の高まり等をうけ、農産物の安心・安全が消費者の強く求める要素のひとつとなっており、こうした要望に対応できる生産方式への転換を推進する必要がある。

そのため、島根県と連携し、GAP（農業生産工程管理）の導入を通して、安全な農産物の生産等を推進するとともに、エコファーマー、エコロジー農産物等の認証取得を推進し、環境にやさしい農業の担い手を育成する。

また、出雲市では分散飼育に取り組むトキをシンボルとした環境にやさしい農業の推進を目指しており、実証圃における有機農業の推進及び技術確立や、除草剤を使わない農法の確立、冬季湛水などに取り組み、その成果を還元していく。

③農林業経営の改善

★農林業の近代化、効率化による経営改善の推進

農産物や木材の価格低迷、農業用資材や燃料費の高騰など、農林業を取り巻く環境が非常に厳しい状況にある中、経営感覚に優れた農林業者を育成するとともに、個別農林

業者の経営を改善するための支援が求められている。

そのため、認定農業者への認定や集落営農組織化など、地域農業の中核的な担い手として効率的な農業を實踐できる主体への転換を推進するとともに、機械・施設整備の補助等を通じた農業の近代化を進める。特に集落営農組織については、積極的に法人化を支援する。

また、森林組合による森林情報の把握と個人所有林の一体的な経営・管理を図るとともに、集約的な森林経営が可能な森林の計画づくりを推進する。

個別農林業者に対しては、農地・水保全管理支払交付金や中山間地域直接支払などの国事業、農業・林業F F F事業など市単事業等による補助・支援を行うとともに、認定農業者や集落営農組織等との連携を進め、効率的な農業経営、土地の有効利用等を図る。

■図表 出雲市（JAいずも管内）における主な農畜林産物の販売高の推移

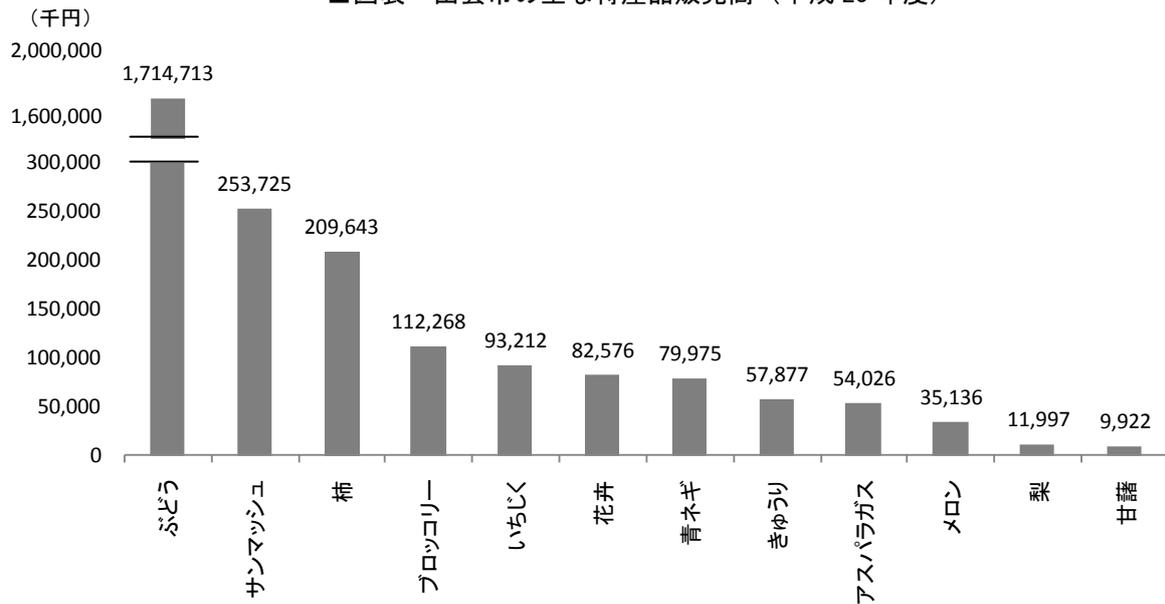
(千円)

	品目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
農産		2,183,623	1,906,235	1,639,242	1,589,487	1,595,977	1,759,367
	JA米	2,033,171	1,746,339	1,456,013	1,434,159	1,478,561	1,623,465
	加工用米	68,269	79,417	64,073	54,428	27,423	23,317
	ふるい下米穀	50,245	38,040	62,334	41,453	29,563	40,285
	麦	17,312	16,067	27,376	21,559	23,250	13,244
	そば		15,371	16,848	19,166	13,823	9,715
	大豆	1,120	1,630	2,038	1,811	1,775	1,158
	飼料用米		—	—	3,734	11,015	37,264
	その他穀類	13,503	9,367	10,557	13,173	10,563	10,915
特産		3,847,411	4,153,611	4,036,486	3,799,979	3,766,849	3,795,291
	ぶどう	1,849,602	1,953,035	1,866,972	1,748,771	1,659,025	1,714,713
	柿	253,216	266,175	207,352	212,301	241,091	209,643
	いちじく	120,475	123,458	119,196	119,746	94,769	93,212
	梨		20,953	16,638	14,690	10,407	11,997
	ブルーベリー		10,612	8,703	8,844	8,698	6,177
	その他果樹	25,895	2,959	2,999	5,146	4,206	4,302
	メロン	53,055	48,525	42,281	34,199	35,118	35,136
	いちご	20,793	20,051	15,506	13,188	7,879	5,108
	キャベツ	6,835					
	ブロッコリー	140,291	165,090	188,179	152,571	123,871	112,268
	青ネギ	83,989	86,564	87,913	92,780	88,778	79,975
	アスパラガス	42,138	48,729	56,340	54,254	53,585	54,026
	きゅうり	34,622	36,039	50,785	43,830	52,754	57,877
	甘藷		7,312	6,788	5,705	7,654	9,922
	近郊野菜	366,316	372,543	348,209	347,224	389,232	373,305
	直販野菜	152,912	189,189	212,666	213,987	270,646	278,261
共販野菜	47,562	43,556	46,131	45,314	53,387	62,887	

品目		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
特産(続き)	たばこ	11,769					
	花卉	128,660	122,737	114,206	98,726	78,766	82,576
	サンマッシュ		300,351	307,938	260,613	263,323	253,725
	きのこ類	239,872	15,091	16,449	11,025	8,690	2,293
	ファーマーズコーナー	20,324	10,356	—	—	—	
	ラピタ産直	224,649	274,139	294,075	289,761	287,727	313,227
	その他特産	24,436	36,136	27,150	27,295	27,233	34,651
畜産		2,838,706	2,810,960	2,604,192	2,536,942	2,455,837	2,425,631
	肉牛	748,482	743,601	635,778	590,297	571,926	565,808
	子牛	435,505	453,589	324,237	322,443	334,479	336,327
	肉豚	4,396	4,778	2,041	372	95	—
	生乳	1,250,555	1,217,758	1,235,955	1,259,467	1,174,290	1,155,727
	鶏卵	308,216	318,723	342,574	303,124	310,124	308,166
	スモール牛	91,552	72,508	63,605	61,236	64,920	59,601
合計	8,869,752	8,870,807	8,279,921	7,926,409	7,818,664	7,980,290	

資料：J Aいずも通常総代会資料

■図表 出雲市の主な特産品販売高（平成23年度）



資料：J Aいずも通常総代会資料

(2) 農用地及び森林の保全及び農林業上の利用の確保

★農用地の計画的な利用の推進

出雲市においては、出雲農業振興地域において農用地等として利用すべき土地の区域（農用地区域）を定めた出雲農業振興地域整備計画を策定している。その中では、平成25年以降の10年間で農地転用は約100haに抑えることを位置づけており、市域全体での計画的な農地利用を進めていくこととしている。

また、出雲市では平成24年度現在、「人・農地プラン」の策定を進めている。市域を6つのブロックに分け、各ブロックにおける担い手、担い手への農地の集積方法などを定め、市全体で効率的な農業経営や耕作放棄地発生防止を進めるためのプランとなる。

これらに基づき、農地利用集積円滑化団体たるJAいずもとの連携により計画的な農用地の利用を進めていく。

★森林情報の精度向上と効果的な利用に向けた計画づくり

森林については、森林組合加入率が6割程度と低く、所有者や森林資源に関する情報の精度や蓄積が不十分となっている。そのため、森林情報の把握を進めるとともに、私有林や公社造林地などを核とした周辺の個人所有林の一体的な経営・管理を図ることが必要である。

さらに、木材生産と森林再生を積極的に行うことが可能な森林を「木材生産団地」と位置づけるために、森林経営計画制度を活用し、集約的な森林経営が可能な森林の計画づくりが必要である。

(3) 新商品開発及び販路開拓

★異業種連携によるビジネスチャンスの創出

農林業等活性化のためには、既存の生産物や商品の魅力を高めるだけでなく、新たな農産物の生産や、それらを活用した新商品の開発にも取り組み、観光客等を含めた消費者へのアピール力を継続的に確保することが求められる。

そのため、企業や生産者組織等による新商品開発の取り組みについて、試験研究や先進事例の調査、マーケティング調査実施などにかかる支援を行う。

また、県、JA、森林組合、商工会議所、中小企業団体中央会等との連携により、6次産業化や農商工連携、産学官連携など、商品開発に取り組む事業者等のニーズと他事業者のシーズとをマッチングさせる動きの活性化を促進することで市内事業者のビジネスチャンス創出機会の拡大を目指す。

★各種媒体を活用した特産品等のPR推進

出雲市には多種多様な特産品等が存在し、販路開拓及び販売促進のためには様々な手法、媒体を活用した積極的なPRが求められる。

平成24年4月には特産品ガイドブック「おいしい出雲」を作成し、広く観光客等へのPRツールとして活用しているところだが、こうした取り組みの継続とともに、「出雲ブ

ランド商品」「出雲推奨商品」など、市独自のブランド認証制度のさらなる周知などにより、出雲市の特産品等をPRし、販路開拓の支援を行う。

また、市内の道の駅など、観光客等の移動拠点となりうる施設と連携し、効果的なPRを行う。

★大消費地等における販売促進活動の支援

特産品等の販売促進に向けては、市内、県内だけでなく、都市部など大消費地における需要の掘り起こしと需要獲得を実現することで、より大きな効果を得ることができる。

出雲市では、例年、市長による関西市場への特産品トップセールスを実施している。このように、行政自らが営業マンとなり、各方面へ出雲市の有する多様な農産品を売り込んでいく。

また、生産者組織が実施する都市部での店頭販売活動や市場調査などを支援することで、大消費地における需要獲得のきっかけづくりとすることを旨とする。

(4) 農林業体験等地域間交流の促進

★出雲市の自然を堪能できる交流活動の創出

出雲市は海、湖、平野部、里山など多様な自然環境を有しており、これらの豊かな環境を活用したグリーンツーリズム等の推進により、市民への癒しの場提供、観光客等の獲得などを図ることが求められる。

市域の南部においては立久恵峡わかあゆの里キャンプ場や飯の原農村公園吉栗の里などにおけるグリーンツーリズムの推進が、また海岸部においてはキララビーチやコテージを活用したブルーツーリズムの推進などが期待される。

さらに、いちじくの里など、これらと近接する施設における農産物の加工体験を織り交ぜることで、出雲市の自然を満喫できる交流活動となる。

こうした取り組みを積極的にPRし、都市部の観光客等が出雲市の自然を堪能できる機会を創出することで、リピーターの獲得、二地域居住の促進などを図る。

(5) 就業機会の増大

★“もうかる”仕組みづくりを通じた雇用拡大

出雲市では、総合振興計画において、平成25年度以降の10年間で新たに2,000人の雇用を創出することを掲げている。

農林業等についても雇用の場の確保は生活を支える最も重要な課題であり、就業ニーズに対応した多様な就業機会の確保に努めることが求められる。

そのため、新規作物の導入や新商品開発、生産方式の改善や法人化の促進など、農林業等が“もうかる”仕組みづくりを通じて、魅力作りややりがい作りを推進する。

また、アグリビジネススクールを通じた新規就農に際しての技術や知識の習得支援、ふるさと島根定住財団等と連携した後継者確保支援などにより、農林業等を仕事とした

い人たちを支援することとする。

2. 農林業等活性化基盤施設の整備

出雲市農林業等の活性化を図るにあたり、中核的な役割を有する農林業等活性化基盤施設の整備を促進するため、次に掲げる事業を検討している。

(1) 農業用施設

★園芸作物生産施設等整備

本市の園芸作物は、ぶどうの加温ハウスなど特徴ある栽培方式とともに、海岸丘陵地を活用したいちじく、南向きの傾斜地を活用した柿など、地形や気候を活かした多彩な品目があることで知られている。収益性の高い園芸作物の振興を図ることは、将来にわたる本市農業の発展のために極めて重要である。さらに生産者の労力を軽減し、若い就農者等の担い手を確保するうえでも、生産施設・設備の整備に継続的に取り組んでいくことが必要である。

産地の維持・拡大、生産者の省力化及び初期投資軽減等を図るために、計画的に園芸作物生産施設等の整備を行っていく。

★既存施設の活用と新規要望の掘り起こし等

既存の農業用施設については、その機能が十分果たされるよう管理者等と連携しながら活用していく。また、既存施設の模様替えによる機能強化の要望などを把握し、必要に応じて検討を行う。

農業振興に資する新規施設の建設要望についても随時掘り起こしを行い、必要に応じて各種補助の活用可能性、建設に向けた調整などを行うものとする。

(2) 林業用施設

既存の林業用施設については、その機能が十分果たされるよう管理者等と連携しながら活用していく。また、既存施設の模様替えによる機能強化の要望などを把握し、必要に応じて検討を行う。

林業振興に資する新規施設の建設要望についても随時掘り起こしを行い、必要に応じて各種補助の活用可能性、建設に向けた調整などを行うものとする。

(3) 加工等施設

地域で生産される新鮮な農林水産物等の地場産品を消費者に提供するための加工施設や展示販売施設、農産物研究開発の拠点施設の整備、既存施設の機能強化等について、生産者組織の要望などを把握しながら随時検討を行う。

(4) 交流施設

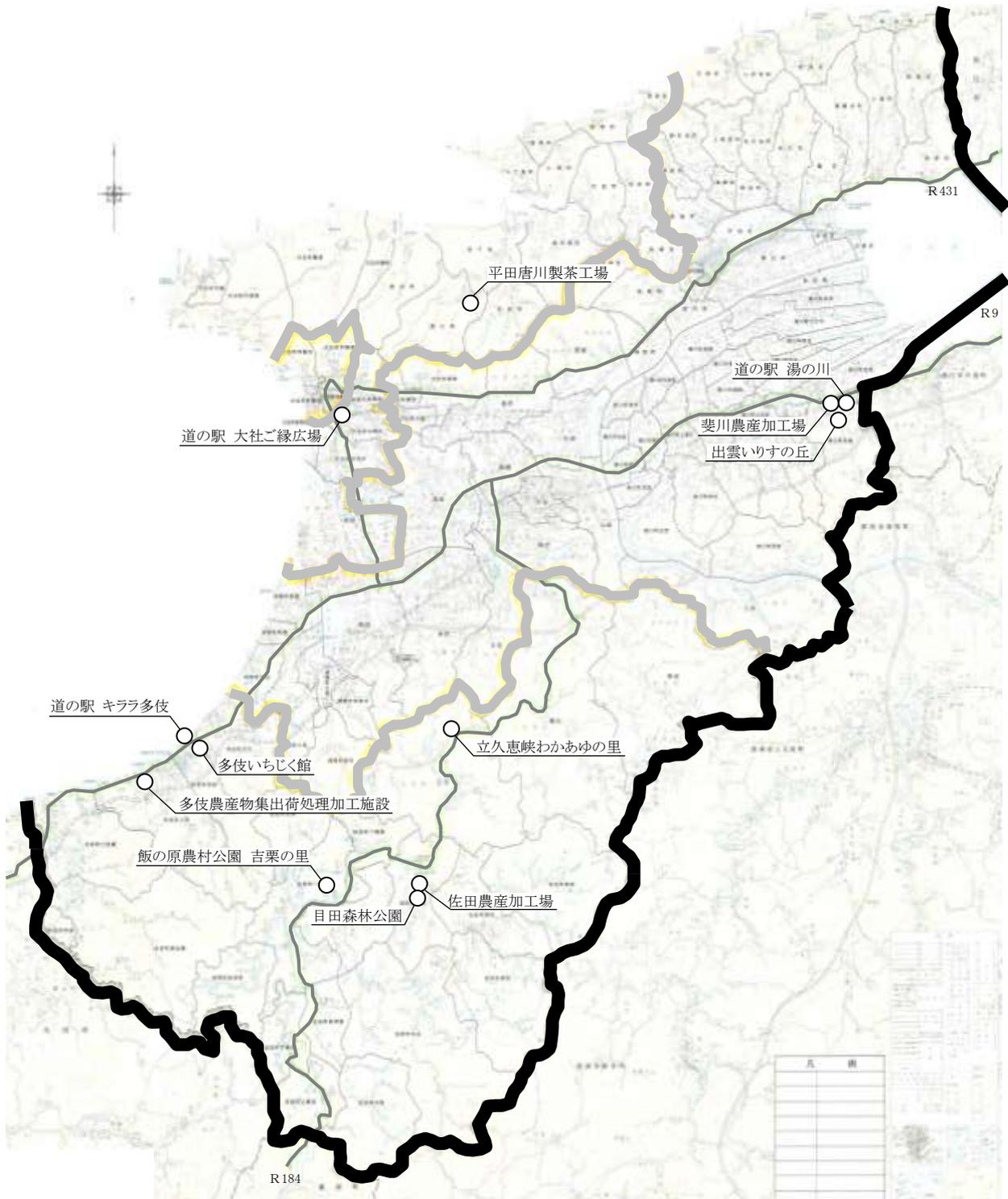
市民の交流施設、または観光客等の周遊拠点となりうる施設の整備を検討する。海、森林、里山、川、湖など地域に存在する多様な自然との調和に配慮し、その癒し等の効果を得ることができる森林公園、海浜公園などの施設や、観光農園、農村公園などの整備、既存施設の機能強化等について、地元住民の要望や観光客等のニーズなどを把握しながら随時検討を行う。

■図表 農林業等活性化基盤施設配置図
(農業用施設、林業用施設)



注:「CE」はントリーエレベーターの略

■図表 農林業等活性化基盤施設配置図
(加工等施設、交流施設)



3. 農林地所有権移転等の促進（農林地所有権移転促進事業）

（1）移転促進事業の基本方針

出雲市は、農業振興地域整備計画及び人・農地プランに基づく地域集落の話し合いによる農林地の利用調整を基本に、農林地の効率的かつ総合的な活用と農林業等活性化基盤施設の整備を推進し、あわせて農林業をはじめとする住民及び団体が農林業活性化を図るための活動を支援する。

そのために必要となる所有権移転や農地転用等については、より円滑な施設用地の確保、権利移動等を行うため、必要に応じて農林地所有権移転等促進計画を関係者合意のうえ作成し、事業の実施を支援するものとする。

（2）所有権移転の対価の算定基準と支払方法

①移転される所有権の移転の対価の算定基準

土地の種類及び利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の取引（特殊な事情の下で行われる取引を除く）の価額に比準して算定される額を基礎とする。

農用地、林地、混牧林地等にあつてはその土地の生産力等を勘案し、農林業等活性化基盤施設の用に供される土地にあつては固定資産税評価額等を勘案して算定する。

②移転される所有権の移転の対価の支払方法

所有権移転促進計画に定める支払期限までに口座振込み又は持参により支払う。

（3）借地権、使用貸借の存続・残存期間及び地代等の算定基準と支払方法

①地上権、賃借権、又は使用貸借による権利の存続期間

土地の用途	存続期間の考え方
農用地	農地等の利用関係の調整を円滑に行うことができるよう、地域の実情に応じ関係農業者の多くが希望する期間。
林地	森林の生育にかかる期間が通常数十年と長いことに配慮した期間。
農林業等活性化基盤施設用地	施設の耐用年数・事業計画の年数等を考慮した期間。

②地上権、賃借権、又は使用貸借による権利の残存期間

地上権、賃借権、又は使用貸借による権利の残存期間とする。

③地上権、賃借権にかかる地代又は借賃の算定基準

土地の用途	算定基準の考え方
農地	農地法 52 条に基づいて農業委員会が公表する賃借料情報を参考とし、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。

土地の用途	算定基準の考え方
採草放牧地	近傍の採草放牧地の地代又は借賃の額に比準して算定する。なお、近傍の地代又は借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される地代又は借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案の上算定することも考えられる。
混牧林地	近傍の混牧林地の地代又は借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。
林地	近傍の林地の地代又は借賃の額に比準して算定するものとし、近傍の地代又は借賃がないときは、森林の樹種、林齢等を総合的に勘案して算定するものとする。
農林業等活性化基盤施設用地	近傍の同用地の地代又は借賃の額に比準して算定する。近傍の地代又は借賃がないときは、用途が類似する土地の地代又は借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定することも考えられる。
農用地等に開発することが適当な土地	開発等の後の土地の地代又は借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力、利益を発揮するまでの期間等を総合的に判断して算定する。

(4) 賃借権又は使用貸借による権利の条件及び農用地の所有権移転にかかる法律事項等

①賃借権又は使用貸借による権利の条件

所有権移転等促進計画においては、農林地所有権移転等促進事業の実施により賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けるものは、農用地等の返還に際して、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。

ただし、民法の規定による有益費の償還請求、その他法令による権利の行使である場合を除く。

また、農用地等の返還に際して、当該農用地等の改良による増価額について当事者間での協議が調わないときは、当事者双方の申出に基づき市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

②農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項

農用地の所有権移転等に際しては、農地法に則り適正な手続きを行うよう指導する。また、所有権移転等促進計画において、事業にかかわる所有権の移転等が賃借権、使用貸借、売買等のいずれに該当するかを明確に示し、関連する法律等を遵守するよう指導する。

4. 農林業等を担うべき人材の育成・確保

(1) 中核的農家

地域における農業を中心となって牽引する存在として、認定農業者が挙げられる。出雲市は島根県内で最も多くの認定農業者が存在しており、農地の大規模化や集約化が進みつつあるところである。

今後、認定農業者が人・農地プランに位置づけられた担い手となることにより、スーパーL資金の当初5年間の無利子化などの支援が国から行われる。出雲市においても、認定農業者への機械・施設整備等の支援を継続・充実させることにより、認定就農者から認定農業者へのステップアップ促進、認定農業者の営農活動支援を行っていく。

(2) 新規就農者

出雲市の農業を持続的に発展させるためには、現在の農業を受け継ぐとともに、新たな農業を作り出す認定就農者等新規就農者の存在が不可欠である。全国平均と比べて農家の高齢化率が高い出雲市においては、後継者としての新規就農者の位置付けは極めて重要となる。

出雲市では、アグリビジネススクールを開校し、新規就農者の就農にかかる技術・知識の習得支援を行っている。また、認定就農者等を対象とした農業用機械・施設整備補助などにより新規就農者を支援している。

これらと、国による青年就農給付金等の有効な活用とあわせながら、新規就農者が安心して就農できるよう資金・農地・技術面等について、島根県、JA等と連携しながら支援を行っていく。

(3) 集落営農組織・農業法人

認定農業者と同様に、集落営農組織・農業法人についても出雲市は島根県内でトップクラスの組織が存在している。特に高齢化が進展し、農業就業者数の減少が著しい中にあっては、作業受託などを効率的に実施できる集落営農組織の存在は重要となる。

出雲市では、農業支援センターを中心とし、JAと連携しながら集落営農組織の組織化及び法人化を推進している。営農指導、財務指導や、集落営農組織向けの機械・施設導入支援などを行い、農地の集約化、組織の近代化等が進展しつつある。

こうした支援を継続・拡充し、集落営農組織の経営改善、新たな組織化・法人化等を推進していく。

(4) 林業従事者

林業については、利用間伐や主伐といった林産部門を促進していく方向にあるため、林産事業を行う人材の確保、育成が求められる。また、路網開設や高性能林業機械を使いこなすオペレーターの確保及び技術の向上が急務である。

また、後継者確保に努めるため、森林組合や林業事業体の雇用拡大を図るとともに、雇用条件の改善、技術習得の場の設置などの取り組みを推進する。

(5) 商工業者等

商工業等の振興による市内事業者の経営改善、業としての魅力づくりなどを総合的に推進し、市内の新規学卒者やU I ターン者などの雇用の場を創出する。

また、商工会議所や中小企業団体中央会等と連携した人材育成研修等を開催し、市内事業者等の更なるレベルアップを図る。

さらに、ハローワークとの連携、ジョブステーション出雲の活用により、市内企業への就職を推進する。

IV. 整備促進事業に関連して実施する道路整備等公共施設整備

1. 幹線道路等整備

出雲市総合振興計画、出雲市都市計画マスタープラン等、関連計画との整合を図りながら、幹線道路等の整備を計画的に推進する。

★広域交通網の整備

山陰道をはじめとする高速道路ネットワークの早期構築と、宍道湖・中海圏域の高規格な8の字ルートを形成する境港出雲道路の整備を促進し、他圏域との交流の拡大を図る。

★交通基盤の整備

鉄道の高速化の推進や出雲河下港を海運による広域物流や災害時の救援活動の拠点として整備促進を図るとともに、近隣市町や関係機関と連携しながら利用促進に努める。

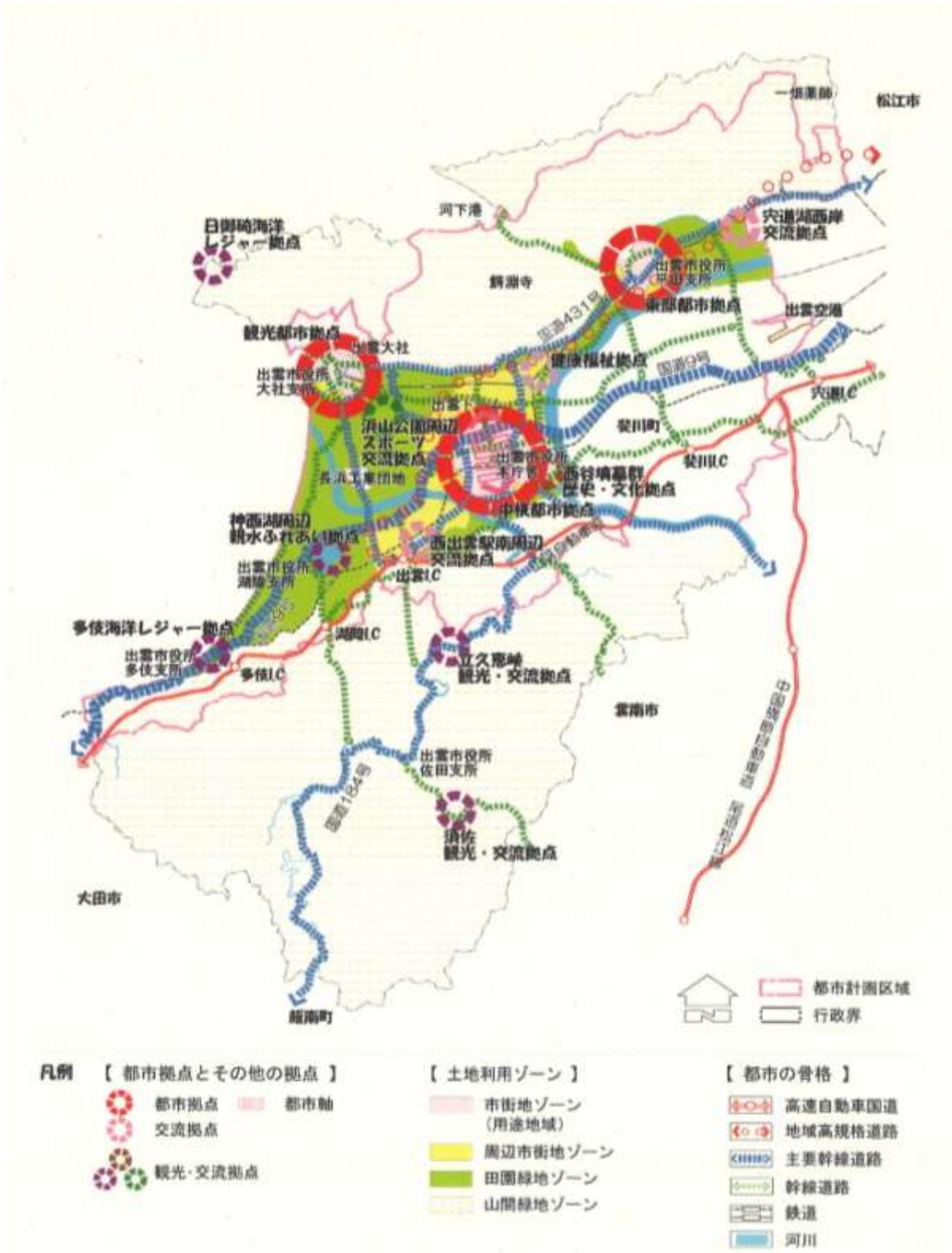
★出雲縁結び空港

空の玄関口として周辺の住環境に配慮しつつ整備促進を進めるとともに、国内路線網の充実と利用者の利便性向上により、産業振興、観光振興、文化交流の促進を図る。

■図表 出雲市都市計画マスタープランに掲げる将来都市構造

都市の拠点	中核都市拠点	出雲市駅を中心とする地域を広域的な都市拠点と位置付け、商業・業務、情報ビジネス、行政サービス、宿泊、都市型居住、医療・福祉、文化、高度教育等の様々な高次都市機能の集積を図る。
	東部都市拠点	平田市街地を中核都市拠点に次ぐ都市拠点と位置付け、商業・業務、行政サービス、都市型居住、医療・福祉、観光機能等の都市機能がコンパクトに集積し、地域の生活をはじめ都市の基盤を支える拠点形成を図る。
	観光都市拠点	大社市街地を観光都市拠点と位置付け、出雲大社と出雲大社門前町を活かした観光産業、文化、交流機能をはじめ、行政サービス、福祉機能等の都市機能が集積する、観光都市づくりの中核となる拠点形成を図る。
その他の拠点	<ul style="list-style-type: none"> 西谷墳墓群周辺 : 歴史・文化拠点 浜山公園周辺 : スポーツ交流拠点 宍道湖西岸 : 交流拠点 立久恵峡、須佐 : 観光・交流拠点 日御碕、キララ多伎周辺 : 海洋レジャー拠点 西出雲駅周辺 : 交流拠点 神西湖 : 親水ふれあい拠点 県立大学短期大学部周辺 : 健康福祉拠点 	
土地利用ゾーン	市街地（用途地域）、周辺市街地、田園緑地、山間緑地	
都市の骨格	高速自動車国道、地域高規格道路、主要幹線道路、幹線道路、鉄道、河川	

■出雲市の将来都市構造図



資料：出雲市都市計画マスタープラン

2. 農業生産基盤整備

出雲市総合振興計画、出雲市農業農村整備事業管理計画等、関連計画との整合を図りながら、農業生産基盤の整備を計画的に推進する。

★国営農業用水再編対策事業

平田・斐川地域における斐伊川沿岸地区の水田地帯の農業用水の安定供給を図るため、用水路の整備・改修及び取水樋門の改修を行う。あわせて、防火用水、生活用水などの地域用水の確保にも努める。

★農道整備事業

農業の振興、農村地域の環境改善等を図るため、集落を結ぶ基幹道路として農道整備を推進する。

★土地改良事業

県営事業や団体営事業により、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体の育成と、生産基盤及び生活環境整備を図りながら一体的な基盤整備に取り組む。

★用排水施設整備

用排水機場施設更新や市単独補助により施設の整備を行う。

3. 造林・林道等

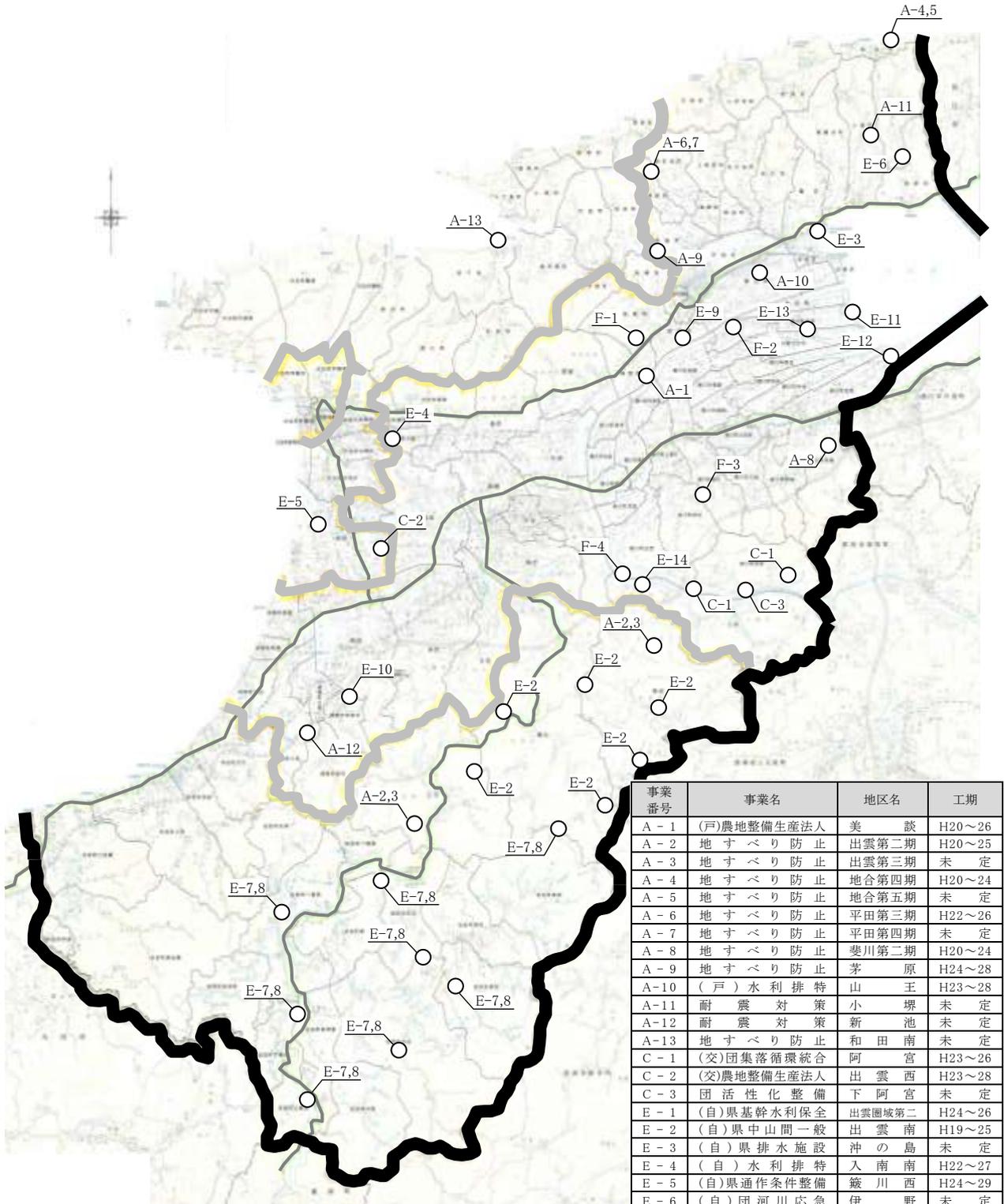
★造林事業

森林資源の造成のため、針葉樹はもとより、地域の特性に適合した広葉樹林の育成に努める。また、森林経営計画による、保育、間伐などの施業の推進と適正な管理を促進するため、森林施業者に対し森林整備地域活動支援交付金制度により支援する。

★林業基盤整備事業

地域林業の安定的な発展と林業生産の増大、農山村の生活環境の改善を図るため、林道や森林作業道などの林内路網を整備する。

■出雲市農業農村整備事業管理計画等位置図



事業番号	事業名	地区名	工期
A-1	(戸)農地整備生産法人	美 談	H20～26
A-2	地すべり防止	出雲第二期	H20～25
A-3	地すべり防止	出雲第三期	未 定
A-4	地すべり防止	地合第四期	H20～24
A-5	地すべり防止	地合第五期	未 定
A-6	地すべり防止	平田第三期	H22～26
A-7	地すべり防止	平田第四期	未 定
A-8	地すべり防止	斐川第二期	H20～24
A-9	地すべり防止	茅 原	H24～28
A-10	(戸)水利排特	山 王	H23～28
A-11	耐 震 対 策	小 堺	未 定
A-12	耐 震 対 策	新 池	未 定
A-13	地すべり防止	和 田 南	未 定
C-1	(交)団集落循環統合	阿 宮	H23～26
C-2	(交)農地整備生産法人	出 雲 西	H23～28
C-3	団 活 性 化 整 備	下 阿 宮	未 定
E-1	(自)県基幹水利保全	出雲圏域第二	H24～26
E-2	(自)県中山間一般	出 雲 南	H19～25
E-3	(自)県排水施設	沖 の 島	未 定
E-4	(自)水利排特	入 南 南	H22～27
E-5	(自)県通作条件整備	簸 川 西	H24～29
E-6	(自)団河川応急	伊 野 田	未 定
E-7	(自)県中山間一般	佐 田	H24～29
E-8	(自)効果促進	佐 田	H24～29
E-9	(自)農地整備生産法人	西 代	未 定
E-10	(自)県ため池一般	奥 原	未 定
E-11	(自)水利一般	湖 岸 北	未 定
E-12	(自)県基幹水利保全	湖 岸 莊 原	H24～27
E-13	(自)県基幹水利保全	碓	未 定
E-14	(自)水利一般	出 西	未 定

事業番号	事業名	地区名	工期
F-1	国営農業用水再編対策事業	斐伊川沿岸	H17～27
F-2			
F-3			
F-4			

4. 基盤整備に際しての環境配慮等

農林業等活性化基盤の整備にあたっては、出雲市の有する豊かな自然環境への影響を最小限にとどめるため、周辺の大気環境や水環境、土壌環境、景観等に十分配慮するとともに、工法等にも十分な検討がなされるよう努めるものとする。

特に、出雲市内においては良好に保たれている河川環境を保全するとともに、環境基準が未達成となっている宍道湖及び神西湖の水質改善を図るため、一層の流入負荷の削減に努めることとする。

V. 計画の推進体制

本計画は、行政、関係団体、市民・事業者等の有機的な連携により推進する。

行政は、関係団体や市民・事業者等からの農林業基盤整備等にかかる意見を吸い上げるとともに、出雲市を中心とし、島根県や国と連携しながら必要な支援を行う。

関係団体は行政に対する現場からの意見を上げていくとともに、より市民や事業者等に近い立場として、直接市民等と関わりながら、ニーズとシーズのマッチングなどにより市民・事業者等を支援する。

市民・事業者等は最も地域に近い存在として、具体的な行動を関係団体や行政等に提案するなど、地域の実情に即した農林業の基盤整備を行う。

このように、各主体が連携しながら、個別の案件についてはその都度関係者による検討を行い、事業の確実な実施につなげていく。

■図表 計画の推進体制イメージ

